総括表(その1)

独 立 行 政 法 人 の 整 理 合 理 化 案

府 省 名	文部科学省
-------	-------

						,直しに係る具体		組織の見直しに係る具体的措置
法人名	類型名(区分)	事務・事業名	廃止	民営化	官民競争入札等 の適用	他法人等への移 管・一体的実施	その他	
		認証評価事業		_	_			①国際連携センターを評価事業部に統合して、国際連携センター長職(部長相当職) △1を行う。②人件費の抑制をはかりつつ、専門的な職を創設し、任期付きで職
大学評価·学位授与機構	特定事業執行型 (試験·教育·研修·指導	国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価	-	_	_	_	料データの取扱等合理化に努め、大学側の負担を最小限にするよう紹育して実施	員を採用し、機構の調査研究に参 画させることとする。(機構の職員 と共同して一定期間、機構の調査 研究に専念させ、十分な成果をあ げることが目的。) ③事務組織について、年度ごとの
7 J H I III J 12 J 18 H 1	型)	学位授与事業	-	-	_	_	・審査業務の効率化に伴う削減 ・学位審査手数料(修士・博士)改定についての検討を行う予定。 ・省庁大学校の学生に対する修士・博士の学位授与にあたっての論文審査につい	事業規模に応じて機動的な体制の整備を可能とする。 ④現段階において入居率が高い小平第2住宅については、入居率が5割を下回り、今後、改善の見込みがない場合には、売却等処分を検討する。 ⑤事務事業、組織の見直しを通じて、総人件費改革及び一般管理費削減に取り組む。
		調査及び研究、情報の 収集・整理・提供	_	_	_	_	・調査研究プロジェクトの整理・統合に伴う業務費用の削減	

総括表(その2-1)

法人名	大学評価・学	位授与機構	府省名	文部科学省				
沿革	平成3年 平成12年4月 学位授与機構 → 大学評価・		人大学評価·学位授与機構					
	<u> </u>		役員数		唯 2 数 / 中 2 \			
役職員数(監事 (平成19年1月1日現	事を除く。)及び職員数 ^(在)	法定数	常勤(実員)	非常勤(実員)	職員数(実員)			
(1,0010-1731-1190	,,,,	3人	3人	. 0人	139人			
	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)			
	一般会計	2,189	2,074	1,996	2,273			
国からの財政 支出額の推移	特別会計	_	_	_	_			
(17~20年	計	2,189	2,074	1,996	2,273			
度) (単位:百万円)	うち運営費交付金	2,189	2,074	1,996	1,972			
(40.0311)	うち施設整備費等補助金	_	_	_	_			
	うちその他の補助金等	_	_	_	301			
	進移 (17~20年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)			
(単位:百万円)		2,400	2,270	· ·	2,458			
	(は繰越欠損金の推移)	平成17:	年度	平成18年度				
(17・18年度)		29,924 29,924						
		法人移行時の国からの承継資産に係る会計処理により、物品受贈益の計上額が残ったため。						
	見直し案							
	義務残高(17・18年度)	平成17:		平成18	3年度 ————————————————————————————————————			
(単位:百万円)			129		193			
行政サービス第 度)	『施コストの推移(17~20年 (単	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込み)	平成20年度(見込み)			
位 :百万円)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2,480	2,40	2,342	2,599			
見直しに伴う行 内容及び見込額	「政サービス実施コストの改善 夏 (単位:百万円)	・評価事業の効率化、合理化、経費(・学位審査業務の効率化に伴う削減・調査研究プロジェクトの整理・統合(額: こ伴う業務費用の削減:	△約8百万円 △約4.6百万円 △約5百万円 △約17.6百万円				
	花状況(業務運営の効率化に関 (平成18年度実績)	【業務運営の効率化に関する事項】 ○ 一般管理費(退職手当を除く。)に → 平成16年度 3.24%削減 平成 ○ その他の事業費(退職手当を除く。) → 平成16年度 1.32%削減 平成	17年度 3.24%削減 平成18年 。)について、中期目標の期間中	度 6.09%削減 、毎事業年度につき1%以上の削減				

総括表(その2-2)

	支部	『・事業所等の名称	該当なし		
		所在地			
支部・事業所 等		職員数			
	支部・	事業所等で行う事務・ 事業名			
	20年度	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)			
	求額 (百万 円)	支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)			

	該当類型		特定事業執行型(試験・教育・研	修•指導型)	
	事務・事業名	認証評価事業	国立大学法人評価(中期目標期間 の評価)における教育研究評価	学位授与事業	調査及び研究. 情報の収集・整理・提供
	事務・事業の概要	国公私立大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関)の実施する評価を受けることが義務付けられた。また、専門職大学院(法科大学院等)を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられた。【学校教育法第69条の3、同法第70条の10等】 大学等の教育研究活動等の状況について、大学関係者等の参画を得て、効果的な評価方法等を開発し、平成17年に、大学、短期大学、高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証を受け、評価を実施している。また、専門職大学院のうち、法科大学院の教育活動等の状況について、法科大学院関係者等の参画を得て、効果的な評価機関として、文部科学大臣から認証を受け、評価を実施している。さらに、法科以学院の評価基準モデルを開発し、では17年、法科大学院の評価基準モデルを開発し、認証評価機関として、文部科学大臣から認証を受け、評価を実施している。さらに、法科以の分野の、専門職大学院の評価基準モデルを開発し、認証評価機関として準備を進めている他の団体の利用に供するなど、評価事業についての先導的役割を担っている。	教育研究の状況についての評価	【学校教育法第69条の2第4項第1号、学位規則第6条第1項関係】 ①短期大学、高等専門学校卒業者及び轉門学校を修了した後、大学の科目等の修生制度等を利用して高等教育レベル審査、学修成果・試験の審審を及び学生ののうち、認定申出のあった。事門学校の専教育の方ち、認定申出のあった。事門学校の専教育の方ち、認定申出のあった。事門学校の専教育の方ち、認定申出のあった。を明明を持ているのが、大学教育に相当するが大学教育に相当する資格を担当する数員が大学教育に相当する資格を担当する数とで表別の方方、認定申出する資格を担当するが大学を教育の実施状況等の審査及び認定並びにその後原則方とで表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	長体的には、大学等の教育研究活動等の状況についての評価、学位の投与を行うために必要な学習の成果に関する調査及び研究をそれぞれいべつかのプロジェクトに分け、中期目標・計画の期間内で、調査・研究の時期とその成果を事業に結びつけるための研究開発時期とし、計画的かつポイントを絞って実施している。大学評価に関するものは4つの調査研究プロジェクトを実施している。 【情報の収集・整理・提供】大学評価・学位授与機構の大きな2つの事業である大学評価及び学位授与に関する情報の収集、整理・提供を実施する。具体的には、大学評価に関し、大学関係者のニーズを把握したうえで、大学情報
事務・事業に係る20年度予算要 -	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	1,003,379千円 (△12,159千円)	582,644千円 (298,012千円)	288,168千円 (△3,492千円)	399,268千円 (△4,839千円)
求額	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	1,093,960千円 (ム157,359千円)	584,525千円 (298,012千円)	378,714千円 (ム1,415千円)	401,148千円 (△4,839千円)
事務・事業	に係る現員(平成19年8月1日現在)	72.25人	20.25人	20.75人	28.75人

	1 大学				
	(1) (財) 大学基準協会	部52万5千円+1研究科52万5千円+正			
	会員費の5倍に消費税を加				
		学部52万5千円+1研究科52万5千円			
	(このほか、正会員費※か				
	※正会員費				
	収容定員				
	1,000人未満…20万	円/年 2,000人未満…35万円/年			
	3,000人未満…50万円/年 5,000人未満…60万	円/年 8,000人未満…70万円/年			
	10,000人未満…80万円/年	7/4 0,000人不凋**70万円/4			
	15,000人未満…90万	円/年 20,000人未満…100万円/年			
	30,000人未満…110万円/年				
	30,000人以上…120万				
		(育を行う大学、大学院、短期大学の収			
	容定員は、7分の1として				
	上表を適用 ②通学課程に併せて	通信による教育を行う学部・学科。研			
	究科、短期大学の学科の	延旧になる教育を行う子中 子杯。明			
		1として上表を適用			
		対、大学評価を受けた後、正会員にな			
	ることを希望し正会員に				
	なることが認めら を免除	れたときは、翌年度以降5年間の会費			
	を光味 (2) (財) 日本高等教育評				
	平成220年度実施分より	川1汶1号			
E B 主		2万5千円+1研究科26万2千5百円+(1			
	·行う民間主体のコスト 人員等) 字部設直の大字は26万2十	百円、2学部設置の大学は36万7千5百	_	_	_
(1712-77-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-17-	円、3学部以上設置の大学	は47万2千5百円)×6(平成23年度以降			
	は7) ○ ○ 章 - 010 T P - 1 (** 数5))T[T T T T T T T T T			
	○芸員 210万円+1字部5. 平成19年度実施分まで	2万5千円+1研究科26万2千5百円			
		万円+1研究科10万5千円+26万2千5百			
	円×6 (平成23年度以降は				
	〇会員 210万円+1学部2	万円+1研究科10万5千円			
	2 短期大学	^			
	(1) (財) 短期大学基準協				
	(平成23年度以降は7)	相当分(6万円+500円×学生数)×6			
	〇会員 100万円				
1	(2) (財) 大学基準協会				
		正会員費の5倍に消費税を加算した額			
	〇会員 157万5千円	(このほか、正会員費※が必要)			
	 3 法科大学院				
	(1) (財) 日弁連法務研究	 材研			
I I	収容定員300名以下…350万				
	収容定員301名以上600名以	下…375万円			
	収容定員601名以上…400万	i円			
	(2) (財) 大学基準協会				
	315万円				

		廃止すると生じる問題の内容、 程度、国民生活への影響	○認証評価制度は、我が国に初めて導入されたものであり、大学等が、一定期間ごとに、認証を受けた評価機関から確実に評価を受けることができるようにすることが重要である。 ○既に評価を受けた大学、短期大学は、平成16年度~平成18年度までの3年間で、まだ全体の約2割(215校)にとどまっており、あと4年間で約8割(921校)(平成19年5月現在)の大学等の評価を確実に実施する必要がある。 ○現在、大学・短期大学機関別認証評価機関は、機構を含めそれぞれ3機関のみであり、評価対象校数を鑑みれば、大学評価・学位授与機構が事業を継続しないことで、認証評価の円滑な実施への支障及び他の認証評価機関に過度の負担が生じるため、機構が実施することが不可欠である。 ○法科大学院についても、既に評価を受けた大学は平成18年度までで約3%(2校)にとどまっており、平成19年度~平成21年度の3年間で、72校(平成19年5月)を機構を含む現存する3機関で対応する必要があり、機構の担うべき役割は大きい。 ○また、我が国の評価ンステム等の改善・充実及び評価の国際的な通用力の確保という観点から、INQAAHE、APQNなど国際的な高等教育の質保証に関する組織に積極的に参画し、先導的な役割を担うためには、我が国における教育研究に関する評価文化が定着するまでは、機構が認証評価を引き続き実施していく必要がある。 ○さらに、認証評価制度をより有効なものとしていくためには、できるだけ多様な認証評価機関が存在し、それぞれが独自の評価基準に基づいた、画一的ではなく多様な視点からの評価が行われることが必要であり、現在の評価機関の設置状況をみれば、機構がその先導的な役割を引き続き担っていくことが必要不可欠である。	法人等の教育研究の質の向上と個性の伸長に資本を発生し、社会に評価の対する記明性・公正性を確保し、社会に対する説明責任を果たす必要が大学を確認するものであり、表していませい。 人の達成度を確認するものであり、教育研究の特性を踏必要が表更明的なとしている。 人の達成度を確認するものであり、観点から評価を行う必要がを要請した。 機構に評価のと地をとしている。 の評価をであり、観かを要請した。 の評価を通じ、説明の手を選手をしている。 れて、教育研究の中を整合を関すした。 れて、教育研究のような趣旨を踏まる。 の代で、このような趣旨を踏まる。 確実に評価を実施するため機構の	〇平成3年度に機構が設立されてからこれまで、大学に2年以上在籍し、かつ62単位以上を修得した者、短期大学や高等専門学校などを卒業するなど、さらに一定の学修を積み上げた者に対する学位(各省庁大学校の課程修了者への学位(学士、修士、博士)授与者数は1万6千人以上となっている。(計3万8千人超)〇これら大学を何らかの理由で中退せざるを得なかった者を含め、再度高等教育機関で学ぶことを通じて学位を取得したと希望する者などに「再チャレンジ」の機会を与えるものともなっているため、機構がその任を引き続き担っていくことが必要不可欠である。		
	2	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	主要業務	主要業務	その他 左記業務の適切な実施に不可欠	
		事業開始からの継続年数	3年(平成16年度~) ※平成17年1月に文部科学大臣から評価機関としての認証を受ける。	3年(平成16年度〜) ※平成20年度に初めての評価を実 施予定。	15年(平成3年度~)	【大学評価(認証評価·国立大学法人評価】 3年(平成16年度~) 【学位授与】 15年(平成3年度~)	
(1) 事務・事業 のゼロベースで の見直し	3	3	これまでの見直し内容	事務組織について、年度ごとの事業規模に応じた機動的な体制の整備が可能となるよう、平成19年度に組織改革済み。	規模に応じた機動的な体制の整備	学位申請者にとっての利便性の向上及び業務の効率化・合理化を図ることを目的に、電子申請も可能とする業務支援システムを構築中。(平成20年度完成予定)	調査研究に関しては、これまで必要に応じ、研究テーマの見直しを実施してきている。また、情報の収集、整理、提供に関しては、例えば学位申請者からの要望等も踏まえ、申請の手引きを改定するなど学位の申請の手続きについてより適切な情報の提供に努めてきたところ。
	4	国の重点施策との整合性	平成15年に学校教育法を改正し、国公私立大学、短期大学及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関して、7年以内(専門職大学院に関しては5年以内)ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関)の実施する評価を受けることを義務づけた。機構は、認証評価制度の確実かつ適切な実施により、その定着を促す役割を担うものである。【学校教育法第69条の3、同法第70条の10等】	究の質の向上と個性の伸長に資し、 評価の透明性・公正性を確保し、社 会に対する説明責任を果たす必要 がある。	平成3年の学校教育法の改正により、学位授与機構(当時)を設置し、法令の定める要件に従い学位の授与を行わせることとしたものである。なお、現政府の方針としての再チャレンジ推進策にも合致するものである。	左記同様	

1	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	直接的な被評価者は大学等であるが、制度が目指す受益者は社会全 般。	直接的な被評価者は国立大学法人 等であるが、制度が目指す受益者 は政府と社会全般。	直接的な受益者は申請者であるが、生涯 学習及び高等教育機関の多様な発展の 観点からも制度が目指す受益者は社会 全般。	左記同様
	財政支出への依存度 (国費/事業費)	91.7%(1,003,379千円/1,093,960千円)	99.7%(582,644千円/584,525千円)	76.1%(288,168千円/378,714千円)	99.5%(399,268千円/401,148千円)
2	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載	別紙1に記載
3	諸外国における公的主体による実施 状況	○英国 ・QAA(Quality Assurance Agency for Higher Education) 高等教育機関に対する機関別及び分野別評価の実施 ○フランス ・CNE(Comite National d'Evaluation) 高等教育機関を対象として総合的な評価を実施 ○オランダ ・NVAO(Nederlands-Vlaamse Accreditatie Orgamisatie) NVAOが認可した質保証機関による外部アセスメントに基づき、最終的なアクレディテーションを実施 ・QANU(Quality Assurance Netherlands Universities) ※NVAOが認可した質保証機関 NVAOが作成した評価の枠組み及びQANUの評価基準に基づき、大学の学士課程、修士課程プログラム及び研究プログラムのアセスメントを実施 ○アンマーク ・EVA(The Danish Evaluation Institute) 高等教育機関を対象として、プログラム評価等を実施 ○フィンランド ・FINHEEC(The Finnish Higher Education Evaluation Council) 教育省の指針に基づき、高等教育機関を対象として、機関別の教育に係る評価等を実施 ○スウェーデン ・NAHE(Swedish National Agency for Higher Education) 大学等の科目及びプログラム別評価を実施 ○ノルウェー・NOKUT(Norwegian Agency for Quality Assurance in Education) 教育省の指針に基づき、大学等の教育評価を実施 ○アイスランド ・アイスランド ・アイスランド ・アイスランド教育科学文化省教育部 評価・監査部門 高等教育機関のアクレディテーション等を実施 ○本書学術評審局(HKCAA) 高等教育機関のアクレディテーション等を実施 ○オーストラリア ・AUQA(Australian Universities Quality Agency) 高等教育機関の質の監査を実施 など、諸外国において教育研究の質の向上を目的とした様々な評価がなされている。 なお、国際的には公的機関による高等教育の質の保証を担保すべきという考え方が主流となっている。	認証評価事業と同じ。	○アイルランド ・Higher Education and Training Awards Council 大学以外の組織として、学習者の学修 を評価して履修証明及び学位を授与す る。この事業とは別に国内の高等教育機 関の質保証も行う。 ○中国 ・高等教育独学試験制度 学習者に対する試験の評価を基に高等 教育修了学歴を与える。 ・学語者による必要単位の蓄積を基に学位を授与する。 ・独学学位 学習者に対する4段階の試験の評価を 基に学位を授与する。 など、諸外国において公的主体による学 与事業がなされている。	認証評価事業と同じ。
4	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その効 果)		〇平成20年度実施予定。 〇国立大学法人の教育研究の実績 を確実に評価することにより、次期 中期目標・計画の検討に反映すると もに、国立大学法人の教育研究の 継続的な質的向上に反映する。	設立当初から平成18年度までに機構が 学位を授与した者はのべ38.565人であ り、我が国が目指す生涯学習体系への 移行及び高等教育機関の多様な発展に 大きく寄与しているものである。	左記の適切な実施に寄与。
事務	」 务・事業が真に不可欠かどうかの評価	不可欠	不可欠	不可欠	不可欠

事務・事業の見直し案(具体的措置)	今年度、平成17・18年度に行った評価事業についての外部検証を実施 することとしており、その結果も参考にしつつ、事業の効率化、合理化、 経費の削減の観点から、業務内容等を精査し、一層合理的かつ効果 的なあり方を工夫・検討し、業務費用を改善する。 評価にあたっては、調査研究部門との連携により、先導的な評価手法 の開発や内外の大学評価の分析調査を行い、認証評価制度におい て、先導的な役割を果たすよう努める。	当該評価は、上記国立大学法人法 第35条により準用される独立行政法 人通則法第34条第2項に基づき、文 部科学省国立大学法人評価委員会 からの要請を受け実施するものであ る。 また、評価の実施の在り方について は、今後、基礎資料データの取扱等 合理化に努め、大学側の負担を最 小限にするよう留意して実施する。 大学情報データベースについては、 国立大学法人等からの情報入力が 始まったばかりであり、今後、さらに 充実を図るため、収集及び提供すべき情報について検討を進めていくこと ととしている。	開催ロ程の合理化や、人子院教育によける学際領域の拡大に応じた審査体制の改善等により、効率的な審査業務の実施に努める。	事業の効率化、合理化、経費の削減の観点から、業務内容を精査し、一層合理的かつ効果的な実施方法を工夫、検討し、業務コストを改善する。 具体的には、プロジェクトの調査研究内容を見直し、プロジェクト数を9から7に整理・統合する。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業の効率化、合理化、経費の削減による業務費用の削減:△約800 万円×5ヵ年	平成20年度実施予定	審査業務の効率化に伴う削減額: △約 460万円×5ヵ年	調査研究プロジェクトの縮減に伴う業務 費用の削減: △約500万円×5ヵ年
理由	各認証評価に係る会議開催回数を見直すことにより、評価事業の効率 化、合理化を図り、業務費用を削減する。	評価の実施の在り方については、基礎資料データの取扱等合理化に努め、大学側の負担を最小限にするよう留意して実施する。	員の日程を調整した上で実施している口頭試問について、審査をより短期間で迅	機構が実施する調査研究について、平成16 年度から平成18年度までの調査及び研究成 果と本年度を含む今後数年での得られる成 果を考慮した結果、プロジェクト間で共通性の ある調査内容の見直しを行い、事業を実施す るに当たり真に必要なものに特化する必要が ある。

			民営化の可否	否	否	否	否
			事業性の有無とその理由	-	_	_	-
	可	民営化	どを前提とした規制の可能性・内容	-	_	_	-
			民営化に向けた措置	-	_	_	-
			民営化の時期	-	-	_	-
(2) 事務・事業の民 営化の検討	否			既に評価を受けた大学、短期大学は、平成16年度~平成18年度までの3年間で、まだ全体の約2割(215校)にとどまっており、あと4年間で約8割(921校)(平成19年5月現在)の大学等の評価を確実に実施する必要がある。大学・短期大学の機関別認証評価機関は、機構を含めそれぞれ3機関のみであり、高等専門学校に関しては機構のみが認証されている。評価対象校数を鑑みれば、大学評価・学位授与機構が事業を継続しないことで、認証評価の円滑な実施への支障及び他の認証評価機関に過度の負担が生じるため、機構が実施することが不可欠である。法科大学院についても、既に評価を受けた大学は平成18年度までで約396(2校)にとどまっており、平成19年度~平成21年度の3年間で、72校(平成19年5月現在)を機構を含む現存する3機関で対応する必要があり、機構の担うべき役割は大きい。さらに、認証評価制度をより有効なものとしていくためには、できるだけ多様な認証評価機関が存在し、それぞれが独自の評価基準に基づいた、画一的ではなく多様な視点からの評価が行われることが必要であり、現在の評価機関の設置状況をみれば、機構がその先導的な役割を引き続き担っていくことが必要不可欠である。なお、当事業は、事業性があるものではない。	る説明責任を果たす必要がある。。 国立大学法人評価は国立大学法人 法に基づき、国の定める中期目標育研究の特性を踏まえ専門的な観点 がら評価を行う必要があることから、 機構に評価の実施を要請し、その結 課を適して国費が有効に活用されているか、説明両任を果たすととも に、教育研究の伸長を促すまえ、確 実に評価を実施するため機構の業	「学位」の授与は、国際的にも大学が独 占的に行うことが通例とされているが、平 成3年の学校教育法の改正により、生涯 学習社会の実現に向けて多様な学修成 果と適切に評価するため、大学の延長線 上に位置づけられた機関として学位授長 機構(当時)を設置し、法令の定める要件 に従い学位の授与を行わせることとした ものである。大学卒業者や大学院の課程 修了者と同等水準の学力を評価し、適切 に学位を授与するためには、こうした特殊 な法的な位置付けに基う性、成構木学 以外で学位を授与できる唯一の例外とし て位置づけることが必要である。 なお、当事業は、事業性があるものでは ない。	あるため。 なお、当事業は、事業性があるものでは
			該当する対象事業	a施設の管理・運営b研修、c国家試験 等、d相談、e広報・普及啓発	a施設の管理・運営,b研修、c. 国家試験等、d相談、e広報・普及啓発	a施設の管理・運営, b研修、c. 国家試験等、d相談、e広報・普及啓発	a施設の管理・運営, b研修、c. 国家試験等、d相談、e広報・普及啓発
				f検査検定、g微収、fiその他	f検査検定、g徴収、与その他	f検査検定、g徴収、気子の他	f検査検定、g徴収、fiその他
		官民競争入札等の実施の可否		否	否	否	否
			入札種別(官民競争/民間競 争)	-	-	-	-
		可	入札実施予定時期	-	_	_	-
		-,	事業開始予定時期	_	_	_	_
			契約期間	_	_	_	_
(3) 官民競争入札等 の積極的な適用	今後の対応	否	導入しない理由	学校教育法第69条の4により、認証評価機関として文部科学大臣より 認証を受けた機関は、当然に自ら認証評価業務を遂行する義務があ るため。	る説明責任を果たす必要がある。 国立大学法人評価は国立大学法人 法に基づき、国の定める中期目標の 達成度を確認するものであり、教育 研究の特性を踏まえ専門的な観点 から評価を行う必要があることから、 機構に評価の実施を要請し、その結 果を尊重することとしている。 評価を通じて国費が有効に活用され ているか、説明責任を果たすととも に、教育研究の伸長を促す。	「学位」の授与は、国際的にも大学が独占的に行うことが通例とされているが、平成3年の学校教育法の改正により、生涯学習社会の実現に向けて多様な学修成果を適切に評価するため、大学の延長場上に位置づけられた機関として学位授与に従い学位の授与を行わせることとしたものである。大学卒業者や大学院の課程修了者と同等水準の学力を評価し、適切に学位を授与するためには、こうした特殊な法的な位置づけに基づき、機構を大学以外で学位を授与できる唯一の例外として位置づけることが必要である。	

		対象	となる事務・事業の内容	-	-	-	_		
			移管の可否	否	否	否	否		
			移管先	-	-	-	-		
		可	内容	_	-	_	_		
			理由	_	-	-	-		
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	移管	否	移管しない理由	機構は、平成12年に学位授与機構から大学評価・学位授与機構へと改組され、平成12年から平成15年までに大学等の試行的評価を実施し、平成16年度の独立行政法人化後は、大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院の認証評価機関として認証を受けており、大学評価に関し他の法人に類例をみない唯一の独立行政法人であるため。	する機関と位置づけられているため。	「学位」の授与は、国際的にも大学が独占的に行うことが通例とされているが、平成3年の学校教育法の改正により、生涯学習社会の実現に向けて多様な学修成果を適切に評価するため、大学の延長線上に位置づけられた機関として学位授与機構(当時)を設置し、法令の定める要件に従い学位の授与を行わせることとしたものである。大学卒業者や大学院の課程修了者と同等水準の学力を評価し、適切に学位を授与するために、こうした特殊な法的な位置づけに基づき、機構が大学以外で学位を授与できる唯一の例外であるため。	左記事業の適切な実施に必要不可欠である ため。		
		一体的実施の可否		否	否	否	否		
			一体的に実施する法人等	_	-	-	_		
	— 体	可	可	可	内容	_	-	I	_
	竹的実		理由	-	-	-	_		
	施	否	41.45.00.45.4.75.4.1.755.4.	機構は、平成3年に「学位授与機構」として創設され、学位授与業務を行機関を創設することが不可能であったため、当時存在する唯一高等教育平成12年には学位授与事業に加えて大学評価事業を実施することとし、以上のとおり、機構は大学評価事業及び学位授与事業を主たる業務とし	『の質保証に関する業務を行っていた 「大学評価・学位授与機構」へと改組	学位授与機構が大学評価事業を行うこと されている。	となった。このように、「学位授与機構」は		

<組織関係>

(5) 特定独立	非公務員化の可否	平成16年4月
行政法人関係	理由	_
	(廃止,民宮化,体制の冉編・整備等)	①国際連携センターを評価事業部に統合して、国際連携センター長職(部長相当職) △1を行う。 ②人件費の抑制を図りつつ、専門的な職を創設し、任期付きで職員を採用し、機構の調査研究に参画させることとする。(機構の職員と共同して一定期間、機構の調査研究に専念させ、十分な成果をあげることが目的。) ③事務組織について、年度ごとの事業規模に応じて機動的な体制の整備を可能とするよう、平成19年度に組織改革済み。 ④事務事業、組織の見直しを通じて、総人件費改革及び一般管理費削減に取り組む。
(6) 組織面の見直し	理由	①理事主導の下で、評価事業と国際的な質保証に関する事業との連携を密接に図ることが適当であるため、評価事業部に統合。 ②評価等に関わるプロフェッショナルな人材の育成に努めることが求められていることから、機構ではこれまでも機構職員を対象とした評価に関する研修や英会話研修を実施するなど、評価に精通した人材育成に努めてきたところであるが、今後はさらに専門的な職を創設し、任期付きで職員を採用し、機構の調査研究に参画させることとする。(機構の職員と共同して、一定期間、機構の調査研究に専念させ、十分な成果をあげることが目的。)なお、人件費に関しては、機構全体の人件費が抑制されるよう調整を図る。 ③今後の業務の増加(国立大学法人評価、認証評価申請校数の増)などに効率的・効果的に対応するため、平成18年度に管理部での業務の見直しによる統合、評価事業部での管理業務の統合などの見直しを行い、平成19年度に課長ポストの△2を実現したところである。 このようなことから、少なくとも本中期目標・計画期間中については、事務職員で構成する組織は、現在の体制で臨むこととしたい。 ④行政改革の重要方針に基づき、合理的かつ計画的な人件費等の削減に取り組むため。

2. 運営の徹底した効率化

2 <u>.連宮の徹底し</u> 1	<u>こ刈牛</u>	<u>-1</u> L									
	①給	与水準	、人件費の情報公開の状況	大学評価・学位授与機構の役職員の報酬・給与等について、毎年度、機構ホームページにて公表している。							
			役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学 歴構成によるラスバイレス指数)	国家公務員(行政職(一))の給与水準(年額)を100とした場合における機構職員の給与水準(年額)指標 103.9							
(1)			人件費総額の削減状況	平成18年度は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行った結果、「給与、報酬等支給総額」は、前年度に比較して6,610千円減少し、1,010,727千円となっており、人件費削減率は前年比公0.6%である。ただし、大学等の認証評価の申請校数が増えたことなどにより、特任教員及び客員教員の勤務時間が増加することとなった。また、派遣職員の受け入れを増やすことにより常勤職員に係る超過勤務の縮減を図ったため、派遣会社に支払う費用が増加することとなった。以上のことから、「最広義人件費*」は、前年度に比較して23,454千円増加し、1,270,086千円となっている。*最広義人件費:給与、報酬等支給総額+退職手当支給額+非常勤役職員等給与+福利厚生費							
可能な限りの 効率化の徹底		-般管 貴、業	現状(平成19年4月1日現在)	機構は、中期目標において、一般管理費(退職手当を除く。)について、毎事業年度につき3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手 の削減を図ることが示されている。このため、毎年度運営費交付金に上記効率化係数が掛けられ、業務を行うに当たっては、管理業務の節減を り固定的経費の節減に努めている。	当を除く。)について、毎事業年度につき1%以上 行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等によ						
		費等	効率化目標の設定の 内容・設定時期	独立行政法人通則法第31条の規定により、毎事業年度前に策定しており、一般管理費(退職手当を除く。)については前年度実績に比較して39を除く。)については、前年度実績に比較して1%以上の削減を図ることとしている。	%以上の削減を図り、その他の事業費(退職手当						
	③民間委託による経費節減の取組内容			平成18年度については、恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを行い、人件費において前年度の超過勤務手当と比較して、14,197千円を	と削減した。						
	④情 の状		技術による業務運営の効率化	電子メール及びグループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進めた結果、消耗品費、印刷製本費及び 削減した。また、学位授与業務支援システムを導入することにより、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図っているところである。	通信運搬費において前年度と比較して6,237千円						
	情報公開の現状			財務諸表等については、独立行政法人通則法第33条の定めにより、文部科学大臣の承認後、官報に公告し、かつ、機構に備えて置き、一般の閲覧に供している。また、独立行政法人等の保有 する情報の公開に関する法律第22条の定めにより、賃借対照表、損益計算書その他の財務に関する直近の書類の内容を機構のウェブサイト上で公開している。なお、平成18年11月より、随意 契約によることができる場合の基準額を超えたものについては、機構のウェブサイト上で公表を行っている。							
	見直しの方向			-							
		名称		該当なし	合計						
	関	契約額	I		_						
(2)独立行政	連法・	うち随意契約額(%)			-						
法人の資金の流 れ等に関する情 報公開		当該法人への再就職者(役員の氏名 及び当該役員の独立行政法人におけ る最終職名)			-						
	生	名称		別紙に記載	合計						
	法人以	契約額	Ī								
	外の	うち随	i意契約額(%)								
	締	当該法人への再就職者(随契の相手) 方で同一所管に属する公益法人に在 職している役員の人数)									
(3) 随意契約 の見直し			別紙2「独立行]	改法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局	事務連絡)に記載						
(4) 保有資産 の見直し				別紙3に記載							

3. 自主性・自律性確保

<u>. 目王性・目律性</u>	工唯一不							
(1) 中期目標		現状	業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、事業推進にあたり、教職員の幅広い人材確保と資質の向]上を図っている。				
の明確化		今後の取組方針	今後も引き続き、独立行政法人のメリットを活かし、事業規模に応じた機動的な体制の整備に努める。					
(2) 国民による 意見の活用		現状	認証評価事業に関して、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準について見直しの際には、国立大学協会等の関係団体への意見照会(パブリが開催する大学評価に関するシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、今後機構が行うシンポジウム等の開催に当たっている。また、機構の学位授与制度を利用した学位取得者に対してアンケート調査を実施し、その結果等も踏まえて、申請書類等の内容の充実を図っている。	ての要望等について調査・分析し、改善に結び				
		今後の取組方針	今後も引き続き、上記のように国民の意見を活用し、業務の改善に努める。					
(3) 業務運営 の体制整備	業務運営 職員に対りる妨修の美施状況)		・平成19年度より、組織の内部統制に係る自己点検・評価業務及び監査業務を既存の組織体制から独立させ、役員直属の企画監査課を新設し、 ・職員の資質の向上を図り、業務逐行の実効をあげることを目的として、事業に関するが修や英会話研修、パソコン研修などの機構内研修を実施・ 用し、職員の職務の遂行に必要な知識の修得を図っている。また、機構独自の研修制度として、機構採用職員を対象に、大学等の実務を経験する の業務推進に資することを目的とした大学等実務研修制度を制定し、職員を大学等に派遣している。	するとともに、外部の専門的研修も積極的に活				
		今後の取組方針	今後も引き続き、業務運営の体制整備に努める。					
(4)	管理会計0	D活用状況とその効果	予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行上、業務経費について1%以上の削減を行うことができた。	に努めた結果、一般管理費について3%以				
管理会計を活用 した運営の プロジェクトごとの収支管理の実施 自立化・効率			成18年度からは、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても予算執行状況及び予算残高を確認できるように対応したところであり、各事業を担当する部門においても評価手 料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を確認することが可能になるなど、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めている。					
化・透明化	今後の取績	且方針	引き続き予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努める。					
	自己4	以入の内容 (平成18年度実績)	財源	金額				
(5)		共同研究資金	件数 0件	_				
自己収入の 増大等による		利用料	宿舍料、建物貸付料、財産使用料	10,020,533				
財源措置		寄付金	件数 3件	14,997,000				
		知的財産権	件数 0件	_				
			評価手数料、学位審査手数料	206,276,000				
		その他	普通預金の利息、政府短期証券の運用	390,461				
			印税等	390,105				
	計			232,074,099				
見	直し案		-					
最近改善した例(6)情報公開の取組状況			・機構ウェブサイトに関して、平成18年度に、新たにウェブサイトコンテンツ管理システムを導入・運用し、各事業担当自らがウェブサイトへ情報掲載掲載に要する期間の短縮が図られたとともに新着情報掲載件数についても増加し、ウェブサイト全体へのアクセス件数が平成17年度と比較し約303・平成19年3月29日の全国紙に、機構ウェブサイトにおいて評価結果を公表している旨の広告掲載を行ったところ、掲載日におけるウェブサイトのア効果が得られていることがわかった。・学位授与事業に関して、学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、各国公私立大学に対し、各年度における科目等履修生制度を利結果を「科目等履修生制度の開設大学一覧」としてまとめている。これについては従来冊子のみの発行であったが、平成19年度版から機構ウェブサ	万件増加した。 クセス件数が高い数値を示しており、一定の 利用した開設予定科目の調査を実施し、調査				
		今後改善を予定している点	・日本の大学評価制度や動向を英語により提供する際、現状では用語の統一がとられていないことから、大学評価を中心とした高等教育の質保証関係の用語集の作成に着手している。平成19 年度中に完成予定である。 ・高等教育機関の質の向上に向けた優れた取組が社会に発信されるよう、各大学等の評価情報のリンク集(大学評価情報ポータルサイト(仮称))の作成を進めている。					
	- 1	その他						
			l.					

- 1. 事務・事業及び組織の見直し
- (1)事務・事業のゼロベースでの見直し ②これまでの指摘に対応する措置

府省名 文部科学省

法人名	古类短型 / 反众 \	事政, 事業々	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置	状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
运人 名	事業類型(区分)	尹務・争耒石	元但し夫肥平 层	内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
	特定事業執行型 (試験·教育·研 修·指導型)	・認証評価事業 ・国立大学法人評 価(中期目標期間 の評価)における教 育研究評価	平成19年度	機構は、我が国において先導的な役割を担う評価機関として、試行的評価等を通じて蓄積したノウハウ等を生かした評価や、他の評価機関との連携協力を積極的に行うことでその役割を果たしてきたが、我が国の大学評価の一層の充実のため、今後は国内のみならず、国際的る。(平成16年度)	独立行政法 人評価委員 会	①	・諸外国の評価機関や国際組織との連携協力や情報発信をより積極的に行うため、平成17年10月に国際連携センターを設置した。 ・APQNにおいて、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮するため、正会員としての活動として、機構教員が理事として活躍するとともに、同ネットワークが運営するコンサルタントとレビュワーのデータベースへの登録(機構教員3名)を行った。 平成18年3月開催のAPQN総会において、機構教員が大学評価データベースについて発表を行うとともに、機構長自らが機構の実施する評価制度等について説明を行うなど、我が国を代表する評価機関として我が国の評価に関する情報発信に努めた。また、機構の開催地立候補を受け、同総会において平成20年度の日本における総会開催が承認された。・INQAAHE(高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク)など国際的なネットワークを通じた活動にも引き続き積極的に参画し、我が国における大学評価や高等教育の質保証についての情報発信や諸外国の動向についての情報収集を行うこととしている。・平成17年度のユネスコ総会及びOECD理事会で採択された『国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン』の策定に文部科学省参与として機構長が参画した。
		・国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価		今後は、国立大学法人評価の重要性に鑑み、(「教育研究水準に関する評価」や「質の向上度を踏まえた評価」の方法などについて、)さらに適切に検討を進める必要がある。(平成17年度)	文部科学省 独立行政法 人評価委員 会	1	1.文部科学省国立大学法人評価委員会から示された「大学評価・学位授与機構が行う教育研究水準の評価の在り方について」(平成18年6月19日)を踏まえ、機構の国立大学教育研究評価委員会において審議を重ね、「評価実施要項(案)」及び「実績報告書作成要領(案)」をとりまとめた。これらの案については、平成19年1月に開催した文部科学省国立大学法人評価委員会において報告するとともに、ウェブサイトで公表した。2.なお、文部科学省国立大学法人評価委員会での審議状況及び文部科学省主催の「国立大学法人評価実務担当者連絡会」並びに国立大学協会の支部会議等での意見を踏まえ、さらに検討を行い、上記両案の修正を行った。

法人名	事業類型(区分)	東政、東	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置	状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
运入 名	争耒规空(区方)	争務・争乗石	兄但し夫肥平は	内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
		・認証評価事業 ・国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価		認証評価と国立大学法人評価において、各大学が整理すべき資料の関係が明示的でないと、評価を受ける大学側に過重な負荷をかけることになるので、指針の確定に向けて検討することが望まれる。(平成17年度)	文部科学省 独立行政法 人評価委員 会	1	1. 認証評価においては、各評価対象大学の自己評価の際に用いた資料・データ等を当該大学の判断において記載されており、「自己評価実施要項」の中で各基準・基本的な観点ごとに、自己評価の根拠となる資料・データ等の例を明示しているところである。また、国立大学法人評価においては、「実績報告書作成要領(案)」の中で分析項目の観点ごとに資料・データの例を示している。 2. 評価の性質上、両評価ともevidence basedであり、評価時点も異なることからそれぞれ提出を求めることとしているが、大学が大学情報データベースを活用することによって過重な負担がかからないような工夫を行うこととしている。
大学評価·学 位授与機構	特定事業執行型 (試験·教育·研 修·指導型)	•認証評価事業	平成19年度	評価基準等の改善・充実については、中央教育審議会の審議を踏まえ、きめ細かく、かつ、機動的に行う必要がある。(平成17年度)	文部科学省 独立行政法 会	1	1.評価の過程において大学等から質問があった事項や評価担当者から 指摘があった事項などを踏まえ、見直しが必要なものについては、評価 基準等の改訂を行った。 2.常によりよい評価システムとなるよう不断の改善・充実を図っていくた め、毎年度の評価終了後、対象大学等及び評価担当者に対しアンケート 調査及びインタビュー調査を行い、把握された課題等について検証を行 い、改善に結びつけた。 平成18年度中に行った基準等の見直しの例(19年度に実施する評価に 反映) ・「バリアフリーへの配慮」「学長のリーダーシップ」などの重要性を明確 にするため基本的観点に明示。 ・法科大学院の評価基準について、各法科大学院の実状を踏まえ、いく つかの解釈指針を「・・していることが望ましい」とするものから「・・・するよ う努めていること」を要件とするよう変更。 ・その他(基本的な観点の統合、法令等に則した字句の修正、わかりや すい表現への見直しなど)
		・学位授与事業		電子申請システムの運用開始時期 として平成20年度が想定されている ことについては、申請者の利便性の 向上のため、できる限り早期の運用 開始が期待される。(平成16年度)	文部科学省 独立行政法 人評価委員 会	1	「①電子申請システム」は、「②科目審査支援システム」や「③試験問題作成支援システム」とともに統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、このシステムが本格稼動することにより、申請から学位授与までの大幅な合理化が可能となる。また、学位授与の審査は、一つの過誤も許されない精密さが要求されており、仮システム及び本格システム構築後にそれぞれ試行を行い万全を期す必要があるため、システム全体の本格運用の開始は、平成20年度からを予定している。なお、単体でも機能する「②科目審査支援システム」については平成18年度から仮システムでの試行を開始し、「③試験問題作成支援システム」については平成17年度に仮システムで試行を行い、平成18年度から運用を開始する予定である。

法人名	事業類型(区分)	東 改、東	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置	状況(①措置済み、②対応中、③未措置)	
运入 石	争未规空(区方)	予例・争未石	元旦し天祀千月	内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
		•学位授与事業	平成19年度	博士論文審査に当たっては、博士課程を持つ大学の水準を見ながら慎重に進める必要があり、引き続き、厳正な審査に努められたい。(平成17年度)	文部科学省 独立行政法 人評価委員 会	1	審査に当たっては、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置するとともに、その下に、申請者に係る論文審査及び口頭試問を行うため、当該専門分野における高度の学識を有するとともに大学の状況等を熟知した専門家の協力を得て、専門分野別の専門委員会・部会を設置して審査を行った。 具体的には、申請者個々の専攻区分、論文題目に即した専門委員3人が審査を担当し、論文審査及び1時間から2時間程度の面接による口頭試問を実施し、博士の学位の水準を有していると判断した者に対して学位を授与した。	
		・調査及び研究, 情報の収集・整理・提供 ・調査及び研究, 情報の収集・整理・提供			学位の構造・機能と国際通用性に関する研究は、高等教育の拡大とグローバル化が進む中、将来にわたり我が国の高等教育がその質を保ち続けるために、広く成果の公表と活用が望まれるものであり、今後、さらなる進展が期待される。(平成16年度)	独立行政法 人評価委員	1	・平成17年度において、「学位システム研究会」を機軸に、学位・単位制度の理論的基底と国際通用性に関する基礎的な調査を進めるとともに、主要な問題点の分析を行った。 ・平成18年度からは、調査研究の成果を、順次、機構の学術誌等への発表や公開シンポジウムの開催により広く公表するとともに、平成20年度には総合的な報告書の刊行を図る。
大学評価•学 位授与機構	特定事業執行型 (試験·教育·研 修·指導型)			情報提供については、着実に改善を 図っている点は評価できるが、現在 の情報提供にはいまだ課題が残さ れている。(平成17年度)		1	1.大学評価シンポジウム「大学評価への期待」において企業及び進学予備校等に参加を求め、大学評価情報について協議した。 2.認証評価結果に係る情報の発信が受け手である高等学校、企業等にとって有益なものであるか、大学評価情報に対するニーズ調査を行うこととしており、11月から事前のヒアリング調査を開始した。 3.英文ウェブサイトにおける情報提供の充実を図るため、広報委員会に英文ウェブサイト検討WGを設け、英文ウェブサイトのリニューアル及び掲載システムの構築を図った。 4.高等教育機関の質の向上に向けた優れた取組が社会に発信されるよう、各大学等の評価情報のリンク集(大学評価情報ポータルサイト(仮称))の作成を開始するとともに、各国公私立大学、短期大学、高等専門学校に対して情報提供を依頼した。 5.機構の事業や大学評価に関する情報提供のため、認証評価に係る説明会や訪問説明及び海外の評価事情や大学評価一般に係るシンポジウム・講演会を実施した。 ・国公私立大学等を対象とした説明会(8回)・訪問説明(61校)・シンポジウム、講演会(4回)	
		・調査及び研究, 情報の収集・整理・提供		機構の調査及び研究がさらに充実し、この面における日本の調査・研究を先導し、時代のニーズに即応することが期待される。大学で行われている同種の研究の総括なども加えていくことにより、この分野の学問的進展に寄与することが期待される。(平成17年度)	独立行政法 人評価委員	1	1.調査研究プロジェクトの成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』および機構ウェブサイト上で積極的に公表するとともに、一般の学術論文誌、口頭発表、図書等に公表した。 2.調査研究の一環として、関係する国内外の大学や高等教育機関への研究者の派遣、訪問調査、研究者の招聘等の交流も精力的に行った。また、公開のシンポジウム、講演会、研究会等を企画・開催する際にはウェブ等によって高等教育研究者に限らず一般からの参加者を募るなど、当該分野の研究の集約・情報提供等に努めた。	

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。 2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。 なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

関連法人以外の契約締結先

名称	契約額	うち随意契約額(%)	当該法人への再就職者(随契の相手方で同一所管 に属する公益法人に在職している役員の人数)
(株)サイマル・インターナショナル	7,779,129	0.0%	0
(株)ホサカ	4,236,750	0.0%	0
(株)紀伊國屋書店	3,696,000	0.0%	0
(株)大塚商会	4,063,857	0.0%	0
NECトータルインテク・レーションサービス(株)	13,681,500	75.0%	0
NECネクサソリューションサービス(株)	21,315,000	0.0%	0
(株)コスモス	10,778,106	33.3%	0
(株)リノス・スタッフィング	3,683,085	100.0%	0
三幸交通(株)	1,475,400	100.0%	0
日本通運(株)	1,495,530	100.0%	0
ネットワンシステムス(株)	29,295,000	33.3%	.0
ヒューマンリソシア(株)	12,165,708	0.0%	.0
ヤマト運輸(株)	1,328,020	100.0%	0
(株)アサヒファシリティス ※1	12,201,000	0.0%	O
(株)かんぽう	1,169,532	100.0%	0
(株)シーヒーエス	29,925,000	0.0%	0
(株)ティム・プラニング	1,249,500	0.0%	10
(株)デュオシステムズ	3,780,000	0.0%	0
(株)日経サービス ※1	1,533,840	0.0%	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
丸善(株)	5,390,175	0.0%	0
国立大学法人東北大学	1,250,000	100.0%	0
新日本監査法人	3,570,000	100.0%	0
神田通信機(株)	2,183,895	100.0%	0
西日本電信電話(株)	115,080,000	100.0%	0
綜合警備保障(株)多摩支社	1,874,250	0.0%	0
東京綜合管理(株)	9,702,000	0.0%	0
東芝プロセスソフトウェア(株)	14,448,000	50.0%	0
日本カルミック(株)	2,399,040	100.0%	0
日本交通(株)日比谷営業所	19,808,209	100.0%	0
富士ゼロックス(株)	32,577,369	100.0%	0
富士通リース(株)	14,648,760	0%	0
(株)マイント	4,404,277	100.0%	0
(有)木村商店	1,341,568	100.0%	0
壽堂紙製品工業(株)	2,257,500	0%	0

(注)

1※1は、他機関連名の共同契約のため、面積按分による按分額を記載。

3.資産債務型

法人名	大学	評価 学位授与機構	府省名		文部科学省				
資産との関連 ² の名称	を有する事務・事業	認証評価事業 学位授与事業 調査及び研究、情報の収集・整理・提供 国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価							
資産との関連 ² の内容		1 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。 2 学校教育法に定めるところにより、学位(学士、修士、博士)を授与すること。 3 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究、び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究、並びに大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学修の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 4 文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。							
国からの財政	支出額	5出予算額			2,458,347				
対19年度当	当初予算増減額	277,522	対19年度当	初予算増減額	134,399				
資産の具体的! 的措置内容・ ³	内容、見直しの具体 理由等	実物資産については、別紙3にのみ記入。 平成18年度においては、独立行政法人大学評価・学位授与機構会計規則第38条に基づき、政府短期証券を100,000千円購入し、133千円の収益を計上している。 (参考)独立行政法人大学評価・学位授与機構会計規則(抜粋)(資金の管理) 第38条 機構長は、資金繰計画を作成し、資金の不足にあたっては調達を行い、資金の余剰が認められるときは、資金管理方針に基づき、安全かつ効率的な運用に務めなければならない。							

府省:	名: 文部科学省		独立行政法人名: 独) 大学評価・学位授与機構				
No.	施設名等	区分	所 在 地	合同形態	敷地	敷地面積 (m²)	建面積 (㎡)
1	本部	3	東京都小平市学園西町1-29-1	1	1	10,588	1,719
2	竹橋オフィス	1	東京都千代田区一ツ橋2-1-2	1	1	284	146
3	小平第二住宅	3	東京都小平市上水本町 5 - 2 - 9	1	1	4,611	917

No.	延面積	建築年次	建築年次	経年	経年	耐田生物	階層	法規	制		利田安
NO.	(m²)	(新)	(古)	(新)	(古)	耐用年数	伯僧	用途地域	建ぺい率	容積率	利用率
1	13,212	2001		5		50	7	第1種中高層住居専用地域	60.0%	200.0%	0.62
2	1,677	2000		6		50	1	商業地域	80.0%	600.0%	0.98
3	2,769	1988		18		47	3	第1種低層住居専用地域	40.0%	80.0%	0.75

No.	合築等	В	/ S 価	格(百万円	3)	正面路線	用途	保有目的	隣接庁舎名	これを
NO.		計	土地	建物	その他	価(千円)	m 座	K H H H D	***1\$/J 🗖 🗖	(III)
1	-	5,021	1,910	3,053	58	190	1	1(認証評価事業、国立大学法人評価(中期目標期間の評価)に おける教育研究評価、学位授与事業、調査及び研究、情報の収 集・整理・提供)	-	-
2	-	1,277	508	763	6	1100	1	1(認証評価事業、国立大学法人評価(中期目標期間の評価)に おける教育研究評価、学位授与事業、調査及び研究、情報の収 集・整理・提供)	-	-
3	-	830	720	105	5	190	8	2 (福利厚生)	-	-

法人名		独立行政法	法人名:(独) 大学評価 学位授与機構	府省名	文部科学省
No.	1	施設名	本部	用途	1 (事務所)

事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

なし

売却する場合、売却予定時期 : なし

自らの保有が必要不可欠な理由

機構の行っている大学評価事業及び学位授与事業の円滑な実施のため、自ら保有する必要がある。また、評価や学位に伴う機密事項等を扱っていることから、セキュリティの確保等の観点からも自ら保有する必要がある。

法人名		独立行政	法人名:独)大学評価 学位授与機構	府省名	文部科学省
No.	2	施設名	竹橋オフィス	用途	1 (事務所)

事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

なし

売却する場合、売却予定時期 :なし

自らの保有が必要不可欠な理由

機構の事業の特性として、評価委員、学位審査委員など、我が国を代表する研究者等の参画を得て審査、評価を行う必要があることから、全国各地からのアクセスが容易な都心部に拠点を確保する必要があるため。

法人名	独立行政法人名:独)大学評価 学位授与機構			府省名	文部科学省
No.	3	施設名	小平第二住宅	用途	8 (宿舎)

事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

入居率が5割を下回り、今後改善の見込みがない場合は、売却等処分を検討する。

売却する場合、売却予定時期 : 未定

自らの保有が必要不可欠な理由

機構では、事務職員の約6割が国立大学法人等との人事交流者(平成19年8月1日現在62.7% 74人 / 118人)で、多くの者は2、3年で異動していく状況にあり、この人事交流を円滑に進めていくため。

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独立行政法人大学評価 学位授与機構					府省名		文部科学省
金融資	産の内部	(18年3月31日時点	、B/S価額)					
	A	合 計	:	百万円	「内	貸付金	:	百万円
					し内	割賦債権	:	百万円
	В	現金及び預金	:	381 百万円				
	С	有価証券	:	百万円				
	D	受取手形	:	百万円	内	貸付金	:	百万円
	Ε	売掛金	:	4 百万円	内	割賦債権	:	百万円
	F	投資有価証券	:	百万円				
	G	関係会社	:	百万円	•••	関係会社株式		
	Н	関係会社	:	百万円	•••	・・・ その他の関係会社有価証券		
	1	長期貸付金	:	百万円	··· J·K以外の長期貸付金			
	J	長期貸付金	:	百万円	•••	・・・・ 役員又は職員に対するもの		
	K	長期貸付金	:	百万円	•••	・・・ 関係法人に対するもの		
	L	破綻債権等	:	百万円	人内	貸付金	:	百万円
					し内	割賦債権	:	百万円
	M	積立金	:	百万円				
\	N	出資金	:	百万円				

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

立四エK/N ひが去せる/こと			文部科学省			
受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 ・法科大学院の認証評価(予備評価)の手数料未収金分等						
不良化している債権(L)の早	型期処分の方向性					
-						
既存貸付金・割賦債権等の 	売却・証券化に向けた検討の方向性					
-						
政策目標に比して過大と考	えられる金融資産及び見直しの方向性					
-						

5.特定事業執行型 (単位:千円) 法人名 独立行政法人大学評価 学位授与機構 府省名 文部科学省 試験 教育 研修 指導型) 事務・事業の名称 認証評価事業 国公私立大学(短期大学を含む。) 及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、 織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関) の実施する評価を受けることが義務付けられた。 また、専門職大学院(法科大学院等)を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員 組織その他教育研究活動の状況に関し、 5年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けら れた。【学校教育法第69条の3、同法第70条の10等】 大学等の教育研究活動等の状況について、大学関係者等の参画を得て、効果的な評価方法等を開発し、平成17 事務・事業の内容 年に、大学、短期大学、高等専門学校の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣から認証を受け、評価を実 施している。 また、専門職大学院のうち、法科大学院の教育活動等の状況について、法科大学院関係者や法曹関係者等の参画 を得て、効果的な評価方法等を開発し、平成17年、法科大学院の評価を行う認証評価機関として、文部科学大臣 から認証を受け、評価を実施している。 さらに、法科以外の分野の、専門職大学院の評価基準モデルを開発し、認証評価機関として準備を進めている他 の団体の利用に供するなど、評価事業についての先導的役割を担っている。 国からの財政支出額 1,003,379 支出予算額 1,093,960 対19年度当初予算増減額 12,159 対19年度当初予算増減額 157,359 検討 実施できない 官民競争 入札等 学校教育法第69条の4により、認証評価機関として文部科学大臣より認証を受けた機関は、当然に自 理由 ら認証評価業務を遂行する義務があるため。 制度が目指す受益者は社会全般であるが、直接的な受益者は被評価者である大学等の評価対象校であるため、認証評価に申請のあった個々の評価対象校の教育研究活動等の状況を分析、評価するために直 受益者特定及び対 価収受の可否 接必要な経費を基に手数料を算出し、相応の費用負担を求めることとしている。 受益者負担金の内容は、機構が個々の評価対象校を評価するために直接必要となる、評価対象校の評 受益者負担金 価について審議する認証評価委員会及び具体的な評価を実施する評価部会等の開催経費、書面調査・訪 (算定方法、総 問調査の実施経費、人件費等の費用に限定し、1年当たり何校程度の評価を行うかの試算を行い、手数 計) 料を算定した。(平成18年度評価手数料総額117,800千円) 受益者特 定(運営コスト 491,847千円 (内訳、総計) 受益者負担金 - 運 374,047千円 営コスト 評価事業の効率化,合理化,経費の削減による業務費用の削減 見直し案 -体的に実施する なし 法人等 他の法人 との一体 内容 的実施 () 機構は、大学評価、学位授与事業を主たる業務としており、他にそのような法人はなく、他の法人と -体的に事業を行うことは適当ではない。 理由 同様の事務事業を なし 実施している施設 法人内で -体的実施の可否 の一体的 実施 内容) 理由 |**美||半** 9 る __ -体的に実施する 研究開発 なし 法人等 業務を 行ってい 内容 る法人と の一体的

理由

実施

5.特定事業執行型

法人名	独立行政	双法人大学評価 学位授与機構	府省名		文部科学省		
試験教	育研修指導型))					
事務・事業	(の名称	国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価					
事務・事業	€の内容	国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第34条第2項に基づき、機構は、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における業務実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。 教育研究の状況についての評価は、法人の中期計画の実施状況に加えて、主要な教育研究組織ごとの現況について調査・分析を行い、これらの結果を勘案して、法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価する。					
国からの財	 	582,644	支出予算額		584,525		
対19年/	度当初予算増減額	298,012	対19年度	当初予算増減額	298,012		
官民競争	検討	実施できない					
入札等	理由	国立大学法人法において唯一国立大学法人等の教育研究の状況の評価を実施する機関と位置づけられているため。					
	受益者特定及び対 価収受の可否	直接的な被評価者は国立大学法人等 ⁻ 受はなじまない。	であるが、制度	度が目指す受益者は政	府と社会全般であり、対価収		
	受益者負担金 (算定方法、総 計)						
受益者特 定()	運営コスト (内訳、総計)	161,077千円					
	受益者負担金 - 運 営コスト	161,077千円					
	見直し案	評価の実施の在り方については、基礎 るよう留意して実施する。	楚資料データ(D取扱等合理化に努め	、大学側の負担を最小限にす		
他の法人	一体的に実施する 法人等	なし					
との一体 的実施	内容	-					
()	理由	機構は、大学評価、学位授与事業を3 一体的に事業を行うことは適当ではない		しており、他にそのよ	うな法人はなく、他の法人と		
	同様の事務事業を 実施している施設	なし					
法人内で の一体的	一体的実施の可否	否					
実施 ()	内容	-					
	理由	-					
研究開発業務を	一体的に実施する 法人等	なし					
行ってい る法人と の一体的	内容	-					
実施	理由	-					

5.特定事業執行型

法人名	独立行政法人大学評価 学位授与機構		府省名	文部科学省				
試験教	(試験 教育 研修 指導型)							
事務・事業の名称		学位授与事業						
事務・事業の内容		【学校教育法第68条の2第4項第1号、学位規則第6条第1項関係】 短期大学、高等専門学校卒業者及び専門学校を修了した後、大学の科目等履修生制度等を利用して高等教育レベルの学修を行った者に対する修得単位の審査、学修成果・試験の審査及び学士の学位授与短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち、認定申出のあった専攻科の教育課程が大学教育に相当する水準にあるか、授業科目を担当する教員が大学の教員に相当する資格を有するかなどの審査及び認定並びにその後原則5年ごとに行う教育の実施状況等の審査及び適否の判定 【学校教育法第68条の2第4項第2号、学位規則第6条第2項関係】 大学以外の教育施設(いわゆる省庁大学校)に置かれる課程のうち、認定申出のあった課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設整備等がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあるかなどの審査及び認定並びにその後原則5年ごとに行う教育の実施状況等の審査及び適否の判定大学以外の教育施設(いわゆる省庁大学校)に置かれる課程のうち、機構が認定した課程修了者に対する単位修得及び課程修了に係る証明に基づく審査、論文審査及び試験(口頭試問)の実施並びに学士、修士、博士の学位の授与						
国からの財	政支出額	288,168	支出予算額		378,714			
対19年	 度当初予算増減額	3,492	対19年度	当初予算増減額	1,415			
官民競争	検討	実施できない	<u> </u>					
入札等	理由	学校教育法に基づき、機構を大学以外	 小で学位を授 <u>-</u>	ラできる唯一の(列外として位置づけているため。			
	受益者特定及び対 価収受の可否	制度が目指す受益者は社会全般である 授与するために直接必要な経費を基に している。						
	受益者負担金 (算定方法、総 計)	受益者負担金の内容は、審査対象者の する専門委員会の開催経費、学修試験が びに、これらの業務に係る職員人件費の	及び論文審査、	口頭試問の実施	施経費、学位記授与に係る経費、並			
受益者特定()	運営コスト (内訳、総計)	355,051千円						
	受益者負担金 - 運 営コスト	266,575千円						
	見直し案	審査業務の効率化に伴う削減 学位審査手数料(修士・博士)改定についての検討を行う予定。 省庁大学校の学生に対する修士・博士の学位授与にあたっての論文審査については、厳格な審施する。						
他の法人	一体的に実施する 法人等	なし						
との一体 的実施	内容	-						
()	理由	機構は、大学評価、学位授与事業を3 一体的に事業を行うことは適当ではない		しており、他に ⁻	そのような法人はなく、他の法人と			
	同様の事務事業を 実施している施設	なし						
法人内で の一体的	一体的実施の可否	否						
実施 ()	内容	-						
	理由	-						
関連する 研究開発 業務を	一体的に実施する 法人等	なし						
行ってい る法人と の一体的	内容	-						
実施	理由	-						

5.特定事業執行型

法人名 独立行政		法人大学評価 学位授与機構	府省名	文部科学省				
試験教	育研修指導型)							
事務・事業	 éの名称	調査及び研究、情報の収集・整理・提供						
事務・事業の内容		【調査及び研究】 大学評価・学位授与機構の大きな2つの事業である大学評価及び学位授与に関する調査及び研究を実施する。 具体的には、大学等の教育研究活動等の状況についての評価、学位の授与を行うために必要な学習の成果に関する調査及び研究をそれぞれいくつかのプロジェクトに分け、中期目標・計画の期間内で、調査・研究の時期とその成果を事業に結びつけるための研究開発時期とし、計画的かつポイントを絞って実施している。 大学評価に関するものは5つ、学位授与に関するものは4つの調査研究プロジェクトを実施している。 【情報の収集・整理・提供】 大学評価・学位授与機構の大きな2つの事業である大学評価及び学位授与に関する情報の収集、整理、提供を実施する。 具体的には、大学評価に関し、大学関係者のニーズを把握したうえで、大学情報データベースを構築、運用するとともに、諸外国の大学評価の現状を把握し、シンポジウム等の開催やインターネット等の活用により、広く一般に情報提供を行っている。 また、学位授与に関しては、科目等履修生制度の開設情報や短期大学・高等専門学校専攻科の一覧などを作成し、インターネット等を活用して情報提供を行っている。						
国からの財	 	399,268	支出予算額		401	1,148		
対19年/	度当初予算増減額 	4,839	対19年度	当初予算増減額	4	1,839		
官民競争	検討	実施できない						
入札等	理由	認証評価、国立大学法人評価における教育研究評価事業及び学位授与事業の適切な実施に必要不可欠で あり、自ら実施する必要があるため。						
		直接的な受益者は大学等及び学位授与申請者であるが、制度が目指す受益者は社会全般であり、対価 収受はなじまない。						
₩ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	受益者負担金 (算定方法、総 計)			-				
受益者特 定()	運営コスト(内訳、総計)	762,636千円						
	受益者負担金 - 運営コスト	762,636千円						
	見直し案	調査研究プロジェクトの整理・統合	に伴う業務費用	用の削減				
他の法人	一体的に実施する 法人等	なし						
との一体 的実施	内容	-						
()	理由	機構は、大学評価、学位授与事業を3 一体的に事業を行うことは抵当ではない		しており、他に ⁻	そのような法人はなく、他の法人	رح		
	同様の事務事業を 実施している施設	なし						
法人内で の一体的	一体的実施の可否	否						
実施 ()	内容	-						
	理由	-						
_{原建する} 研究開発 業務を	一体的に実施する 法人等	なし						
行ってい る法人と の一体的	内容	-						
実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	理由	-						